（通勤困難の基準）

第四条　法第六条第七項の外務省令で定める基準は、次の各号のいずれかに該当することとする。

一　最も経済的かつ合理的と認められる通常の経路及び方法により通勤するものとした場合の経路の距離（次号において「通勤距離」という。）が六十キロメートル以上であること

二　通勤距離が六十キロメートル未満である場合で、通勤方法、通勤時間、交通機関の状況、治安の状況、通勤経路に存在する国境の状況等から、前号に相当する程度に通勤が困難であると認められること

（支給の調整）

第五条　在外職員の配偶者が在外単身赴任手当又は国、地方公共団体その他のこれに相当する手当の支給を受ける場合には、その間、当該在外職員には在外単身赴任手当は支給しない。

（単身赴任に関する届出等）

第六条　新たに法第六条第七項各号の在外職員たる要件を具備するに至った在外職員は、配偶者等との別居の状況その他当該要件を具備していることを確認するために必要な事項を、証拠書類の写しを添えて速やかに外務大臣又はその委任を受けた者に届け出なければならない。在外単身赴任手当を受けている在外職員の住居、同居者、配偶者等の住居等に変更があった場合についても、同様とする。

2　前項の場合において、やむを得ない事情があると認められるときは、添付すべき書類は、届出後速やかに提出することをもって足りるものとする。

3　在外単身赴任手当の支給の開始については、第一項の規定による届出がこれに係る事実の生じた日から六十日を経過した後にされたときは、その届出を受理した日の属する月の翌月（その日が月の初日であるときは、その日の属する月）から行うものとする。

（手当の月額の換算率）

第七条　法第二十七条に規定する外務省令で定める換算率は、支出官事務規程（昭和二十二年大蔵省令第九十四号）第十一条第二項第四号の規定により定められた外国貨幣換算率によるものとする。

附　則

1　この省令は、公布の日から施行する。

2　この省令の施行日の前に在外公館の名称及び位置並びに在外公館に勤務する外務公務員の給与に関する法律の一部を改正する法律による改正後の法第六条第七項各号に掲げる在外職員に該当することとなり、同日まで引き続き直近の本邦に所在する官署から在外公館への異動、在外公館を異にする異動、在勤する在外公館の移転又は在外職員としての採用（以下「異動等」という。）の直前の住居から当該異動等の直後に在勤する在外公館に通勤することが通勤距離等を考慮して第四条に規定する基準に照らして困難であると認められるもののうち、単身で生活することを常況とする在外職員には、同日から在外単身赴任手当を支給する。

○外務省令第十六号

外務省設置法（平成十一年法律第九十四号）及び外務省組織令（平成十二年政令第二百四十九号）を実施するため、外務省組織規則の一部を改正する省令を次のように定める。

令和八年四月一日　外務大臣　茂木　敏充

外務省組織規則（平成十三年外務省令第一号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに順次対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改め、改正前欄及び改正後欄に対応して掲げるその標記部分に二重傍線を付した規定（以下「対象規定」という。）は、当該対象規定を改正後欄に掲げるもののように改める。

改正後	改正前
第一節　大臣官房 （監察査察室、公文書監理室及び外交史料館並びに記録官及び企画官） **第一条**　総務課に、監察査察室、公文書監理室及び外交史料館並びに記録官一人及び企画官四人を置く。 ［削る］ ［削る］ 2～9　［略］	**第一節**　大臣官房 （危機管理調整室、監察査察室、公文書監理室及び外交史料館並びに記録官及び企画官） **第一条**　総務課に、危機管理調整室、監察査察室、公文書監理室及び外交史料館並びに記録官一人及び企画官四人を置く。 2　危機管理調整室は、危機管理に関する調整に関する事務をつかさどる。 3　危機管理調整室に、室長を置く。 4～11　［同上］

備考　表中の［　］の記載及び対象規定の二重傍線を付した標記部分を除く全体に付した傍線は注記である。

附　則

この省令は、令和八年四月一日から施行する。

○財務省令第三十二号

外国為替及び外国貿易法（昭和二十四年法律第二百二十八号）及び外国為替令（昭和五十五年政令第二百六十号）の規定を実施するため、外国為替の取引等の報告に関する省令の一部を改正する省令を次のように定める。

令和八年四月一日　財務大臣　片山さつき